

○鈴鹿工業高等専門学校紀要発行規則

令和6年8月8日
規則第32号

鈴鹿工業高等専門学校紀要発行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教員及び技術職員の研究成果を発表する査読付き論文集「鈴鹿工業高等専門学校紀要」（以下「紀要」という。）の発行に関し、必要な事項を定める。

(担当委員会)

第2条 紀要の発行に関する企画・編集等の業務の処理は、図書・文化委員会（以下「委員会」という。）が担当する。

(任務)

第3条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 紀要の発行並びにその企画・編集
- (2) 論文掲載の可否の決定
- (3) 査読者の選定・依頼
- (4) 投稿者、査読者との連絡
- (5) 紀要に掲載する著作物に関わる研究不正等の事案発生時に「独立行政法人国立高等専門学校 機構研究活動における不正行為防止等に関する規則」（機構規則第71号）に基づき行われる予備調査及び本調査への協力
- (6) その他、紀要発行に関する必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員会委員長（以下、「委員長」という。）
 - (2) 副委員長
 - (3) 委員
 - (4) その他校長が必要と認めた者
- 2 委員長及び委員は、校長が指名する。
 - 3 副委員長は委員の中から委員長が指名する。

(発行)

第5条 紀要に掲載する論文は、査読の過程を経て委員会が学術論文等として掲載を認めたものとし、発行は次の各号のとおりとする。

- (1) 発行は、年1回とする。
- (2) 1回の発行ページ数は、300ページ以内とする。
- (3) 紀要の規格は、A4版、横書き、二段組みを原則とする。

(掲載可否決定方法)

第6条 論文の掲載可否は、査読者の評価及び判定をもとに委員会が決定する。なお、査読基準等については「鈴鹿工業高等専門学校紀要査読要領」にて別に定める。

(細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、紀要の編集等に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 紀要の発行に係る事務は、学生課 図書・情報係が処理する。

附 則

この規則は、令和6年8月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
鈴鹿工業高等専門学校紀要発行規則（平成16年4月1日 規則第32号）は、廃止する。